

許 可 証

住所 東京都大田区山王4丁目13-3

氏名 京浜協同清掃 株式会社

代表取締役 加藤 肇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成22年10月29日

大田区長 松原 忠義



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 ~~年 月 日まで~~
- 3 許可の条件

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。